

原付自転車・軽自動車の廃車・譲渡・転出手続きはお早めに

原動機付自転車等を、廃車・譲渡された場合は、すみやかに申告してください。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されますので、廃車・譲渡された場合は、次の要領で必ず申告してください。

申告を怠ると、所有していなくても課税されますので、ご注意ください。

■廃車・譲渡の手続き

▽原動機付自転車(125cc以下)

ナンバープレート・原動機付自転車申告済証・印鑑を持って市役所税務課、または西吉野支所住民課もしくは大塔支所住民厚生課で手続きをしてください。

盗難にあった場合は、警察へ被害届出をしたのち、市役所税務課、または西吉野支所住民課もしくは大塔支所住民厚生課で廃車手続きをしてください。

▽軽自動車

奈良県軽自動車検査協会(大和郡山市額田部北町980-3 ☎0743・58・3018)で手続きをしてください。

▽二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)および軽二輪(125ccを超え250cc以下)

奈良県陸運支局(大和郡山市額田部北町981-2 ☎050・5540・2063)で手続きをしてください。

■転出の際の手続き

ほかの市町村へ転出する人で原動機付自転車を所有している場合は、転出後15日以内に市役所税務課、または西吉野支所住民課もしくは大塔支所住民厚生課に標識を返納し、転出先の市区町村役場で、新しい標識の交付を受けてください。

■問合せ先 税務課庶務係 ⓑ(内線333)

軽自動車税の減免申請 3月31日までに

次の要件に該当する場合、軽自動車税の減免を受けることができます。(対象車は一台に限ります)

- ①身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受け、自らが運転する場合。
- ②身体に障害のある人の通学、通勤、通院などのために用いる車で、身体に障害のある人などと生計を一にする家族が運転する軽自動車など。

なお、対象となる障害の範囲は<別表>のとおりです。

該当する場合は、障害者手帳、運転免許証(コピーでも可)、印鑑、原動機付自転車申告済証または検査証を持って、3月31日(月)までに、市役所税務課、または西吉野支所住民課もしくは大塔支所住民厚生課で手続きをしてください。手続きをしないと、平成20年4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。

■問合せ先 税務課庶務係 ⓑ(内線333)

■別表 対象となる障害の範囲

区 分		障害の程度		
		本人が運転する場合	家族が運転する場合	
視覚障害	身体障害者	級	1~4	
	戦傷病者	項症	特別~4	
聴覚障害	身体障害者	級	2・3	
	戦傷病者	項症	特別~4	
言語機能障害 (こう頭摘出に限る)	身体障害者	級	3	
	戦傷病者	項症	特別~2	
平衡機能障害	身体障害者	級	3	
	戦傷病者	項症	特別~4	
上肢不自由	身体障害者	級	1・2	
	戦傷病者	項症	特別~3	
下肢不自由	身体障害者	級	1~6	
	戦傷病者	項症	特別~6	
体幹不自由	身体障害者	級	1~5	
	戦傷病者	項症	特別~6	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	身体障害者	級	1~3	
	戦傷病者	項症	特別~4	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	身体障害者	級	1・2
	移動機能			
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸、または小腸の機能障害	身体障害者	級	1・3	
	戦傷病者	項症	特別~3	
免疫機能障害	身体障害者	級	1~3	
知的障害者				A
精神障害者				精神障害者保健福祉手帳1級所持者で通院医療費公費負担制度を受給している人に限る